

電話相談員登録要項

1. 職務内容

- ①国及び地方自治体が実施している「こころの健康相談統一ダイヤル」について、夜間時間帯における電話相談対応を行う。
- ②対応は傾聴を原則として、必要に応じて相談者の居住都道府県等の精神保健福祉センター、保健所等の日中の相談機関や社会資源を紹介（案内）する。
- ② 1日につき3名の電話相談員が電話（2回線）に交替で対応する。
- ③相談記録はWebフォームに入力する（予定）。

2. 登録要件

- ①日本精神保健福祉士協会の構成員、または本事業の相談拠点に所在する都道府県精神保健福祉士協会の会員で、3年以上の相談援助業務の経験があること。
- ②電話相談の勤務終了後、同日中に帰宅できること。
- ③1月あたり2回以上勤務できる者を優先する。

3. 勤務地と本事業の実施期間

- ①下表の7ブロックの相談拠点設置都市において主要駅近隣のレンタルオフィス等を確保し、本事業を実施する。

	ブロック区分	相談拠点 設置都市	実施期間 (2021年)
1	北海道ブロック（北海道全域）	北海道 札幌市	2月1日（月）～ 3月31日（水）
2	東北ブロック（青森県、岩手県、宮城県、山形県、秋田県、福島県）	宮城県 仙台市	2月1日（月）～ 3月31日（水）
3	関東・甲信越ブロック（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県）	東京都 新宿区	1月11日（月）～ 3月31日（水）
4	東海・北陸ブロック（富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）	愛知県 名古屋市	2月1日（月）～ 3月31日（水）
5	近畿ブロック（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）	大阪府 [調整中]	2月1日（月）～ 3月31日（水）
6	中・四国ブロック（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）	岡山県 岡山市	2月1日（月）～ 3月31日（水）
7	九州・沖縄ブロック（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）	福岡県 福岡市	2月1日（月）～ 3月31日（水）

- ②7拠点とも下表のとおり本協会（JAMHSW）（都道府県精神保健福祉士協会を含

公益社団法人日本精神保健福祉士協会（JAMHSW）

む）、日本精神科看護協会（JPNA）、日本公認心理師協会（JACPP）に所属する相談員のローテーションにより電話相談対応を行う。

月	日	月曜日～木曜日	金曜日
1月	11日～15日	JAMHSW	JACPP
	18日～22日	JPNA	
	25日～29日	JAMHSW	
2月	1日～5日	JPNA	
	8日～12日	JAMHSW	
	15日～19日	JPNA	
	22日～26日	JAMHSW	
3月	1日～5日	JPNA	
	8日～12日	JAMHSW	
	15日～19日	JPNA	
	22日～26日	JAMHSW	
	29日～31日	JPNA	

※ 1月は東京のみ実施

4. 勤務時間

18時30分～22時30分（電話受付は22時までとする）

5. 給与

- ・ 1日勤務あたり：16,438円（定額通勤手当2,000円を含む）
- ・ 支給日：月末締め、翌月15日の支払いとする。

6. 応募方法

応募は以下の方法で受け付ける。

- ・ 所定のWebフォームへの入力

7. 登録の募集期間

- ・ 東京新宿区の勤務：2020年12月11日（金）～2020年12月24日（木）
- ・ 東京以外の相談拠点の勤務：2020年12月11日（金）～2021年1月14日（木）

8. その他

- ・ 電話相談員として登録した者は、本協会が作成する研修動画を本事業の開始前に視聴しておくこと。
- ・ 登録のうえ実際に勤務する者は、本協会において労災保険に加入する（通勤経路は自宅～相談会場、職場～相談会場の両方を対象とする）。
- ・ 登録が多数に及ぶ等の理由により、実際の勤務をお願いしない場合がある。
- ・ 本登録に係る個人情報相談拠点ごとに集約し、相談拠点に所在する都道府県精神保健福祉士協会等に提供するものとする。